

報告第 4 号

処分報告（令和 2 年度貝塚市一般会計補正予算（第10号））の件

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり処分したものである  
ので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

1. 令和 2 年度貝塚市一般会計補正予算（第10号）の件

令和2年度貝塚市一般会計補正予算（第10号）の件

令和2年度貝塚市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69,689千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,873,442千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月15日 処分

貝塚市長 藤原 龍男

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		16,548,973	69,689	16,618,662
	2. 国庫補助金	10,713,780	69,689	10,783,469
歳	入	合	計	
		46,803,753	69,689	46,873,442

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		16,832,538	66,299	16,898,837
	2. 児童福祉費	7,058,402	66,299	7,124,701
4. 衛生費		3,504,301	3,390	3,507,691
	1. 保健衛生費	783,986	3,390	787,376
歳 出	合 計	46,803,753	69,689	46,873,442